

会長	事務局	主査	係

大府市農業委員会

第 717 回総会議事録

大府市農業委員会

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、第 717 回大府市農業委員会の議事録を作成する。

令和 7 年 5 月 20 日

大府市農業委員会

会長 久野 一弘

大府市農業委員会総会議事録

- ・開催日時 令和 7 年 5 月 20 日（火） 午後 2 時 3 0 分～午後 3 時 0 0 分
- ・開催場所 大府市役所 5 階 全員協議会室

- ・出席委員

（農業委員）

会 長	13 番	久野 一弘
副会長	12 番	鈴木 広子
委 員	1 番	久野 恵子
	2 番	深谷 英一
	3 番	鈴置 省悟
	4 番	浅田 昭茂
	5 番	服部 啓子
	7 番	竹内 修造
	8 番	加古 俊治
	9 番	本田 貴士
	10 番	小島 春男
	11 番	成田 正彦

（農地利用最適化推進委員）

	14 番	稲葉 きみ子
	15 番	大嶋 英二
	16 番	神谷 登
	17 番	鈴木千代子
	18 番	竹内 敬三
	19 番	冨田 勇治

- ・欠席委員

（農業委員） 6 番 大威 千里

（農地利用最適化推進委員） 欠席者なし

- ・農業委員会事務局職員

事務局	深谷 一紀
事務局	下谷 敏信（会議書記）
	花田 佳明（会議書記）

会 期	1 日
-----	-----

議 事 日 程 (第 717 回)

令和 7 年 5 月 20 日

日 程	議案 番号	件 名	備 考
1		会議書記の指名について	
2	報告 1	農地法第 4 条の規定による届出について	
3	報告 2	農地法第 5 条の規定による届出について	
4	報告 3	農地改良届について	
5	報告 4	農地法第 3 条の 3 の規定による届出について	
6	報告 5	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について	
7	議案 1	農地法第 3 条の規定による許可申請について	
8	議案 2	農用地利用集積等促進計画について (一括契約)	

事務局 定刻となりましたので、ただ今から第 717 回大府市農業委員会総会を開会いたします。

大府市農業委員会会議規則に基づき、以降の議事の進行は久野会長にお願いします。

議 長 ただいまから第 717 回大府市農業委員会総会を開会します。総会の定足数について、事務局から報告をお願いします。

事務局 総会の定足数につきまして、ご報告します。

農業委員におかれましては、6 番、大威千里委員から事前欠席のご連絡をいただいておりますので、本日、農業委員の在任委員 13 名中 12 名の過半数以上の委員にご出席をいただいておりますので、総会が開会できることをご報告いたします。

農地利用最適化推進委員におかれましては 6 名全員に出席をいただいております。

また、本委員会原則公開するものとしておりますが、本日の傍聴者はありません。報告は以上です。

- 議長 始めに、日程第1「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局の下谷敏信氏と花田佳明氏を指名します。それでは、議事に入ります。
- 次に、日程第2、報告第1号『農地法第4条第の規定による届出について』から、日程第6報告第5号『農地法第18条第6項の規定による通知について』までを一括で、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 日程第2 報告第1号『農地法第4条の規定による届出について』から、日程第6 報告第5号『農地法第18条第6項の規定による通知について』までをご説明いたします。
- 始めに、議案書1ページをご覧ください。報告第1号『農地法第4条の規定による届出について』ご説明いたします。
- 今回、農地法第4条のうち第1項第7号に規定される、市街化区域内で所有者自ら行う農地転用をしたものについて届け出るものです。議案書1ページにある1件の届出があり、転用目的は住宅でございます。
- なお、報告第1号につきましては、届出を受理し、事務局専決で届出者に対し、受理通知書をもって通知したことをご報告申し上げます。
- 次に、議案書2ページをご覧ください。報告第2号『農地法第5条の規定による届出について』ご説明いたします。農地法第5条第1項第6号に規定される、市街化区域内において、農地を農地以外のものにするため、権利の設定又は移転を伴う農地転用の届出となります。議案書2ページから5ページまでの8件の届出がありましたが、先に、申請番号2の、横根町山ノ後43番1外10筆の畑、面積は合計2,339㎡、所有権移転に関する申請につきましては、4月11日に届出を受理し、既に受理通知書の通知をしておりますが、昨日5月19日に受け人から取下げ申請がございました。本申請については一旦受理し通知を行ってございましたので、取下げと合わせてご報告をさせていただきます。その他報告案件についてご説明いたします。権利としては、申請番号7が賃貸借権で、その他6件は所有権移転です。転用目的は、申請番号3が駐車場、申請番号5が排水路、申請番号8が事務所、その他4件は住宅でございます。
- なお、報告第2号につきましては、届出を受理し、事務局専決で届出者に対し、受理通知書をもって通知したことをご報告申し上げます。
- 次に、議案書6ページをご覧ください。報告第3号『農地改良届出について』をご説明いたします。
- 農地の埋立て・嵩上げなど農地の改良がある場合に届け出るものです。議案書6ページにあります2件の届出があり、受理をいたしました。この2件は隣接しており、現状が低地のため嵩上げをして、田畑転換を図るものです。工事期間は令和7年5月1日から7月30日です。
- 報告第3号につきましては、届出を受理し、事務局専決で届出者に対し、受理通知書をもって通知したことをご報告申し上げます。
- 次に、議案書7ページをご覧ください。報告第4号『農地法第3条の3の規定による届出（相続等による権利移動）について』をご説明いたします。
- 農地を相続によって所有権を移転し、取得したことの届出となります。議案書7ページから9ページまでの4件の届出があり、受理をいたしました。

次に、議案書 10 ページをご覧ください。報告第 5 号『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』ご説明します。

農地の賃貸借契約に係る合意解約を農業委員会にその旨を通知するものとなります。議案書 10 ページ、11 ページの 4 件の通知を受理いたしました。

それぞれ貸付人と借受人との間において、利用権における貸付内容の変更等のため合意解約をするものでございます。

なお、申請番号 2 から 4 については該当地の相続人からの申請となっております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいまの報告第 1 号から報告第 5 号までの事務局の説明について、質問、意見等はございませんか。

(意見なし)

議長 説明のありました報告案件につきましては、ご了解いただいたものといたします。

次に、日程第 7、議案第 1 号『農地法第 3 条の規定による許可申請について』、2 件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書 12 ページをご覧ください。議案第 1 号『農地法第 3 条の規定による許可申請について』の申請内容についてご説明いたします。農地法第 3 条は、農地を農地のまま権利の設定又は移転を行うもので、その案件について本委員会で審議し、許可をするものとなります。2 件の申請があり、5 月 16 日の地区協議会において、各地区の委員に現地確認をいただいたところでございます。各申請について簡単に説明いたします。

始めに、申請番号 1 につきましては、申請事由として、現在、営農をしている農地の隣接地で、農作業に都合がよいため、有償で所有権移転し、新たに取得するものです。

次に、申請番号 2 につきましては、申請事由として、現在、営農をしている農地の隣接地で、農作業に都合がよいため、有償で所有権移転し、新たに取得するものです。

申請内容の詳細については、全員協議会でご説明させていただいたとおりで、いずれの譲受人も、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしています。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは、次に地区担当委員から意見をいただきたいと思います。1 番の案件について地区担当委員どうぞ。

地区担当委員 1 番の譲受人は、所有農地の耕作状況、及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題はありません。

議長 そのほかに、ご意見などございませんか。

(意見なし)

議長 続いて、2 番の案件について地区担当委員どうぞ。

地区担当委員 2 番の譲受人は、所有農地の耕作状況、及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題はありません。

議長 そのほかに、ご意見などございませんか。

(意見なし)

議長 特に無いようですので、議案第 1 号を採決します。本申請を許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 「全員賛成」ですので、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、日程第8、議案第2号『農用地利用集積等促進計画について(一括契約)』の22件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書13ページをご覧ください。議案第2号「農用地利用集積等促進計画について(一括契約)」についてご説明いたします。

本議案に関しましては、大府市長から本委員会に対し意見聴取が求められているもので、農地中間管事業の促進を図ることを主旨として「農用地利用集積等促進計画」に基づき

公益財団法人愛知県農業振興基金が中間保有して利用権を設定するものです。

議案書の申請番号7251から議案書23ページの7271までの22件です。いずれの借り手も、農地中間管事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

事務局 説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただいまの事務局から説明について、質問、意見等はございませんか。

(意見なし)

議 長 特にないようですので、議案第2号を採決します。原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 「全員賛成」ですので、議案第2号は、原案のとおり決定し、大府市に対し「意見なし」として回答することといたします。

議 長 以上、全案件の審議が終了いたしました。
これを持ちまして、第717回大府市農業委員会総会を閉会します。